

ID: 52

担当部署: 子ども家庭課

処分の概要	使用の許可の取消し等		
例規名 根拠条項	大河原町世代交流いきいきプラザ条例 第8条第1項		
例規番号	平成25年条例第18号		
<p>【基準】</p> <p>第8条及び暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例第3条の規定による。 (使用の許可の取消し等)</p> <p>第8条 町長は、使用の許可を受けた利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は使用の中止、原状回復若しくはげんきサロンからの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 第6条第2項の規定により付された使用の許可の条件に違反したとき。 (3) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。 (4) 使用の許可後において、前条各号のいずれかに該当していることが明らかとなったとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、町長がげんきサロンの管理上利用させることが適当でなくなったと認めるとき。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、町長が公益上やむを得ないと認めるときは、使用の許可を取り消し、使用の許可をした事項を変更し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。</p> <p>3 前2項の規定による取り消し等により、使用の許可を受けた利用者が損害を受けることがあっても、町は、その責めを負わない。</p> <p>(使用等の制限)</p> <p>第3条 公の施設の使用等をする者は、暴力団の利益となる使用等をしてはならない。</p> <p>2 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可等の申請があった場合において、当該申請に係る公の施設の使用等が前項の使用等に該当すると認めるときは、その許可等をしてはならない。</p> <p>3 使用等許可権者は、既に公の施設の使用等の許可等をした場合において、当該許可等に係る公の施設の使用等が第1項の使用等に該当することが明らかになったときは、当該許可等を取り消し、又は当該許可等に係る公の施設の使用等の停止を命ずるものとする。この場合において、当該使用者等に損害が生じることがあっても、使用等許可権者は、その責めを負わない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日